

診断書をご準備ください

① 本人情報シートを準備する

(1) ご本人の福祉関係者（ケアマネジャー、ケースワーカーなど）に「本人情報シート」への記載を依頼してください。

【福祉関係者に渡すもの】□ 「「本人情報シート」の作成を依頼された福祉関係者の方へ」、「本人情報シート」

(2) 作成された「本人情報シート」のコピーを1部準備してください。

* 「本人情報シート」とは、ご本人を日頃から支援している福祉関係者が、ご本人の生活状況等に関する情報を記載するためのシートです。

* 医師がご本人の判断能力について診断をする際の参考資料としたり、裁判所がご本人の判断能力やご本人に必要な支援を考えたりするための資料として活用します。

* 福祉関係者の支援を受けていない場合など、「本人情報シート」の作成を依頼できる方がいない場合は、各市町村の社会福祉協議会や地域包括支援センター、社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センター等にご相談いただき、できる限りご準備いただくようお願いいたします。

* 「本人情報シート」が準備できなくても、診断書の作成を依頼することができます。

② 診断書を準備する

主治医に診断書の作成を依頼してください。

【主治医に渡すもの】□ 「お願い（主治医の先生へ）」、「診断書（成年後見制度用）」、「鑑定連絡票」

□ ①で作成された「本人情報シート」（原本）（作成後1か月以内）

* 診断書の作成を主治医に引き受けてもらえない場合には、他の医師に依頼していただいて構いません。

③ 家庭裁判所へ申立てをする

【裁判所に提出するもの】□ ②で作成された診断書（原本）（作成後3か月以内）、「鑑定連絡票」
□ ①で作成された「本人情報シート」（コピー）

* 診断書の「3 判断能力についての意見」の欄の記載を参考にして、成年後見のどの類型で申し立てるかを検討し、裁判所に申立てをしてください。

類型判断の目安

・「支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある」

→ 補助開始の申立て

・「支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない」

→ 保佐開始の申立て

・「支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない」

→ 後見開始の申立て

* 診断書、「本人情報シート」以外の申立てに必要な書類については、「成年後見等開始申立て必要書類（チェックリスト）」を確認の上、ご準備ください。

④ 鑑定について ※必要に応じて行われます。

* 鑑定とは、ご本人の判断能力がどの程度あるかを医学的に判定するための手続です。

* 成年後見及び保佐の場合は、法律上原則として鑑定が必要ですが、診断書の内容や申立書類などを総合的に考慮して、鑑定を行わないこともあります。

* 鑑定を行うためには一般的に5万円程度の費用（鑑定人への報酬）がかかります。

* 鑑定を行うことになった場合には、裁判所から連絡をしますので、あらかじめ鑑定にかかる費用を裁判所に納めてください。その後、家庭裁判所が医師に鑑定依頼をします。

「本人情報シート」の作成を依頼された福祉関係者の方へ

名古屋家庭裁判所

このたびは「本人情報シート」の作成に御協力いただき、ありがとうございます。

この「本人情報シート」は、職務上の立場からご本人を日頃より支援されている福祉関係者の方に、ご本人の生活状況等に関する情報を記載していただくための書面です。家庭裁判所は、成年後見制度の利用を開始するための申立てについて、ご本人の精神上の障害の有無や鑑定の要否を判断するため、医師が作成した診断書の提出をお願いしています。診断書は、家庭裁判所がご本人の精神の状況について判断するための重要な資料となるため、診断書を作成する医師に対し、ご本人の生活状況等に関する情報を提供し、十分な判断資料に基づいて医学的診断を行っていただくことが望ましいと考えられます。作成していただいた「本人情報シート」は、診断書を作成する医師に提供され、医学的診断の際の資料となるだけでなく、家庭裁判所に提出され、裁判官が審理をする際の資料にもなります。

作成していただいた「本人情報シート」は、直接家庭裁判所にお送りいただくのではなく、作成を依頼した方にお渡しください。

「本人情報シート」の作成方法等については、「本人情報シート作成の手引」を用意しております。この手引は裁判所のウェブサイト内の「後見ポータルサイト」からダウンロードすることができますので、ぜひ御活用ください。

「後見ポータルサイト」→「手続案内及び各種書式」→「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」の順に検索してください。

お願い（主治医の先生へ）

名古屋家庭裁判所 電話 052-223-2015

この度先生が御担当の（ ）さんに対し、後見開始等の審判申立てが検討されています。つきましては、診断書及び鑑定書の作成について、何卒御理解、御協力をお願いします。

1 成年後見制度とは

成年後見制度とは、精神上の疾患・障害により、判断能力が低下した方に関し、本人に代って法律行為や財産管理を行ったり、本人の財産上の行為に対し、同意を与えたる、取り消したりする人（後見人等）を選ぶことで、本人の判断を助け、利益保護を図る制度です。

具体的には、本人の判断能力に応じて

- ・補助（支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある）
- ・保佐（支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない）
- ・後見（支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない）

の3つの類型があり、類型によって援助の内容や援助者の権限が異なります。

家庭裁判所では、親族等の申立てに基づき、本人の能力がどの程度でどの程度援助が必要か、誰を援助者に選任するなどを判断します。その際、本人の状況を明らかにするために、申立てに際して「診断書」の添付をお願いしています。後見及び保佐類型に該当される方については、その後さらに、原則として医師による「鑑定」が必要となります。

2 診断書について

- (1) 診断書は審理の参考資料となりますので、表面、裏面ともに御記入ください。
- (2) 診断書作成料は、この文書を持参して診断書作成を依頼した者（本人の親族等）に請求してください。

3 本人情報シートについて

診断書作成の依頼を受けられる際に、申立予定者から、福祉関係者が作成した「本人情報シート」の提供を受けることがあります。この「本人情報シート」は、診断書を作成する医師に対し、本人の生活状況等に関する情報を提供し、医学的判断を行う際の参考としていただくために、家庭裁判所が平成31年4月から導入したものです。

「本人情報シート」の提供を受けた場合には、ぜひ診断の参考資料として御活用

ください。なお、記載内容についてのお問合せは、「本人情報シート」の作成者にお尋ねください。

4 鑑定について

- (1) 鑑定に際しては、「良心に従って誠実に鑑定する」旨を記載した宣誓書等は郵送で提出をお願いしており、わざわざ家庭裁判所にお越しいただくことはありません。また、通常、家庭裁判所での証人尋問等は行われません。
- (2) 家庭裁判所では、本人の負担を軽減するため、なるべく本人の病状や実情を最も把握されている医師（主治医）に鑑定をお願いしています。そのため、後見開始等の申立予定者には、事前に主治医の先生に、本人の鑑定の引受けに関する御意向をお尋ねした上で、申立てをするようお願いしています。

御多忙中恐縮ですが、鑑定をお引き受けくださる場合は、別添の「鑑定連絡票」に必要事項を御記入の上、申立予定者に手渡してください。お引き受けいただけない場合は、その旨を申立予定者にお伝えください。正式に鑑定をお願いする場合には、後日書面を送付させていただきます。

「本人の意識障害が著しく、ほぼ植物状態である」などの理由で鑑定手続を省略する場合があります。あらかじめ御了承ください。

- (3) 鑑定依頼の流れは、次のとおりです。

- ① 後見開始等の申立てがあり、鑑定実施を裁判官が決定した後に、家庭裁判所から「鑑定人指定書の謄本」、「鑑定依頼書」、「宣誓書」、「鑑定料請求書」等を送ります。必要事項を記入の上、御返送ください。
- ② 鑑定書を作成（作成期間はおおむね1か月を目安にしてください。）の上、家庭裁判所に御提出ください。
- ③ 指定された口座に鑑定料を支払います。鑑定料は裁判官が諸事情を勘案の上決定いたしますが、それに先立ち、検査料や消費税等込みの鑑定費用の見通しを先生方にお尋ねしています。なお、検査料や消費税等込みで5万円程度で鑑定をお引き受けくださる主治医の先生方が多いのが実情です。

鑑定料は申立てをした者が予納しますが、申立人→家庭裁判所→鑑定人（主治医の先生または病院）という流れで支払われます。

（参考）

- 1 鑑定事項は、①精神上の障害の有無、内容及び障害の程度、②自己の財産を管理及び処分する能力、③回復の可能性です。
- 2 診断書及び鑑定書の作成方法等について御不明の点がございましたら、冊子「成年後見制度における診断書作成の手引」及び「成年後見制度における鑑定書作成の手引」を家庭裁判所に用意していますので、申立先の家庭裁判所（支部）までお問い合わせください。また、これらの冊子は、最高裁判所のホームページ(<http://www.courts.go.jp>)からも取り寄せることができます。